

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第一条関係） 一 輸血に用いるものであつて、以下に掲げるもの (1) (略) (2) 人赤血球液 (3) 洗浄人赤血球液 (削除) (4) 解凍人赤血球液 (5) (7) (略) 二、四 (略)	別表第一（第一条関係） 一 輸血に用いるものであつて、以下に掲げるもの (1) (略) (2) 人赤血球濃厚液 (3) 洗浄人赤血球浮遊液 (4) 白血球除去人赤血球浮遊液 (5) 解凍人赤血球濃厚液 (6) (8) (略) 二、四 (略)